資料３（議事３）

令和８年度
大分市まちづくり自治基本条例
に　関　す　る　提　言
（案）

令和８年〇月〇日

大分市まちづくり自治基本条例検討委員会

目次

１　はじめに　・・・・・・・・・1

２　視点と進め方　・・・・・・・・・2

３　検討・検証の結果　・・・・・・・・・3

（１）条例の規定に係る検討について

（２）市民主体のまちづくりの推進に係る検証について

４　大分市まちづくり自治基本条例検討委員会の概要　・・・・6

（１）開催状況

（２）委員名簿

（３）大分市まちづくり自治基本条例検討委員会設置要綱

１　はじめに

「大分市まちづくり自治基本条例」は、自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び市長等の役割、行政運営の方法、市民の参画その他まちづくりの基本となる事項を定めた条例として、平成２４年４月１日に施行されました。

本条例の附則において、「市長は、５年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする」と規定されていることから、これまで平成２８年度及び令和３年度に検討が行われ、「条例そのものの修正は不要」との結論に至ったところです。

このたび、前回の見直しに係る検討から５年が経過することから、広く市民の意見を聴くことを目的として、学識経験者や各種団体の代表者、自分とマチを彩る若者会議の会員等を委員とする「大分市まちづくり自治基本条例検討委員会」が令和８年８月３日に設置されました。

本委員会では、委員の日頃の活動等を踏まえ、逐条解説や本条例に基づく大分市の取組等を検証し、条例の規定や運用面の課題について、計４回にわたり議論を行い、この結果を提言としてとりまとめました。

大分市におかれましては、今回の提言の趣旨をご理解いただき、大分市の自治の基本理念である「市民の幸せな暮らしの実現を目指すための市民主体によるまちづくり」をより一層進めるため、各種政策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

令和８年〇月〇日
大分市まちづくり自治基本条例検討委員会
委員長　　渡邊　博子

２　視点と進め方

以下の視点１に基づき意見を出し合い、論点を整理しました。

視点１
（１）　日頃活動等を通じて感じている社会状勢の変化、まちづくりや自治の課題はあるか
（２）　（１）の変化や課題に対応し、市民主体のまちづくりを推進していくために、どのような方向性が求められるか
（３）　条例の規定に、市民から見てわかりにくい表現はないか

その後、条文、逐条解説、条例の規定を具現化するための本市の取組等を踏まえ、以下の視点２に基づき協議を重ね、最終的に、本委員会からの提言を取りまとめました。

視点２
○　条例の規定が、時代の流れに沿った内容に保たれているか
○　条例と大分市総合計画「未来へつなぐ おおいたビジョン２０３４」は符合しているか
○　条例に基づく市民主体のまちづくりの今後の推進に向けての意見

３　検討・検証の結果

（１）条例の規定に係る検討について

前述の視点に基づき条例の検討を行った結果、本委員会では、「現在の社会情勢においても、大分市の自治の基本理念等は十分に通用するものであり、現行条文は時代に適合したルールとして機能している」との結論に至りました。

（２）市民主体のまちづくりの推進に係る検証について

条例の趣旨である市民主体のまちづくりの更なる推進に向け、様々な意見がありました。今後は、以下の点に留意し、条文に基づく各種取組を進めていただきますようお願いいたします。

○　総合計画について（第１１条関係）

（第３回検討委員会の協議次第で追記）

○　財政運営について（第４条、第１２条関係）

現時点においても、財政に関する事項は公表されていますが、市民が市の財政状況を正しく把握することは、行政との役割分担の必要性を理解し、皆でアイデアを出し合って協力しようという協働の意識を醸成するとともに、市民がまちづくりについて主体的に考えることにつながります 。

情報を積極的に取りにいかない市民でも財政状況を知ることができるように周知方法を工夫するとともに、家計の収支に見立てて市全体のお金の流れを示すなど、市の財政への関心を高め、分かりやすい財政情報の発信に係る取組の推進が必要です。

○　危機管理体制の整備等について（第２０条関係）

昨今の国際情勢を鑑みると、国際的な有事への備えについても市民の身体、生命、財産の安全性の確保の点で必要な視点です。

国防そのものは国が主体になるかと思いますが、国際的な有事の際には「市長等」が市民の安全確保などの対応を行うこともあると想定されますので、逐条解説に「災害等」に国際的な有事も含まれる旨を記載する等、市民がより分かりやすい手法を検討する必要があります。

○　市民参画について（第４条、第２２条、第２９条関係）

「参画」とは、計画又は企画の段階から関わることを意味するため、興味関心を持つ市民の方に限られる傾向があります。市のまちづくりへの参画に加えて、地域（まち）のまちづくりに関わる市民を一人でも増やしていくことが必要であり、この市民参画の広がりが、市民主体のまちづくりや協働の

まちづくりに繋がっていきます。容易く実現できることではないかもしれませんが、それでも決してあきらめてはいけません。

まずは、すでに参画している方々に周囲を巻き込んでもらうのは重要な手法です。あわせて、少し見てみたり、体験してみたりという形の初めの一歩となる「参加」の場を作り、そこから「参画」へとステップアップできるようなプロセスを意識した機会づくりをするなど、参画へのハードルを低くする工夫も必要です。

また、大分市自治会連合会をはじめとした様々な組織同士のつながりや多世代の市民で構成される会議体の創出など、市民間の交流を増やしていく必要があります。特に、現在まちづくりを牽引している方々と若者をはじめとする新しく参画する方々のつながりを深めていくことは重要です。そのためには、新しく参画する方々を温かく受け入れてくれる土壌を作っていくことが望まれます。

一方で、機会や仕組みを構築しても、情報が届かなければ参加・参画にはつながりません。そのため、どんな人でも歓迎している点を強調する、情報を取りに行かなくても偶然目に触れる機会を増やす、授業や講義などの日常生活の中で周知し、身近な存在から背中を押してもらえる環境を作るなど、より多くの参加・参画につなげることができる効果的な周知の手法を引き続き検討する必要があります。

○　協働について（第４条、第２２条、第２３条、第２９条関係）

第２３条の逐条解説に「本来行政が行うべきものについてまで市民に責務を負わせる趣旨のものではなく、あくまでも自らの考えに基づく自発的な取組を求めるものである」という記載がありますが、これでは、まちづくりには、行政が行うべきものが先にあり、その他の部分を市民が補うという誤った捉え方をされる恐れがあります。したがって、あくまでも協働のまちづくりとは、市民が自らの考えに基づいて自発的に行うものだという本来の趣旨が正しく伝わるような説明・解説が必要です。

また、市長等は、協働の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損なわないよう配慮するだけでなく、目的や情報を共有し、お互いの理解と信頼関係のもと、よりよいまちづくりを目指すため、状況に応じて単なる財政的な「助成」にとどまらず、活動に伴走する「助勢」も視野に入れ、市民と共に行動することが望まれます。

○　地域共生社会について（第４条、２３条、第３１条関係）

条例制定当時に比べ、性的マイノリティや定住外国人の方々をはじめ、市民の多様性にスポットライトが当てられる時代になっていますが、この条例自体は、そうした多様性を前提とした条例と言え、現在の社会情勢において

も通用するものとなっています。実際に、地域共生社会※の理念は第４条の市民総参加の原則をはじめ、この条例のさまざまな部分に組み込まれています。したがって、市民主体のまちづくりや協働のまちづくりをさらに推進していくという観点からも、この条例における「地域共生社会」の位置づけを改めて整理することが必要です。

※地域共生社会…制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

○　互助について（第６条、第２９条関係）

被災地において、「互助」の精神の尊さが随所で語られています。その本質は、お隣同士のようなごく身近な関係性の中での「お互い様」の精神にあります。昨今の経験の中で、日常的に互いの顔や暮らしぶりが見える非常に温かみのある自発的な助け合いの重要性が改めて浮き彫りになっています。これらを教訓として、これからの市民主体のまちづくりに向けて、「互助」というものを今一度考えていくことが望まれます。

○　「市長等」について（第２条関係）

「市民・議会・行政の協働」という理念を掲げている一方で、逐条解説では「行政」、「市長」、「市長等」といった複数の表現が混在しているのは、誰が主体となって協働を進めるのかが市民にとって分かりにくくなっています。特に、市民や議会という不特定多数の集団に対し、市長や市長等は特定の個人を指すため、言葉のバランスとしても分かりにくく感じます。そのため、文言の統一や定義の明確化など、適切な整理に向けて検討する必要があります。

○　条例の周知について

条例の理念の実現を図っていくためには、その理念を市民と共有することが重要です。

そのためには、条例の趣旨に沿って定められた総合計画や各種個別計画に基づく施策を着実に進めることが求められるとともに、市民生活において直接的に触れる機会の少ない条例そのものを単に周知するよりも、市民がまちづくりに参加・参画する機会等を捉えるなど、効果的な条例の周知が望まれます。

４　大分市まちづくり自治基本条例検討委員会の概要

（１）開催状況

①　委嘱状交付式及び第１回委員会

日時：令和８年８月３日（月）１０：３０～

場所：大分市役所議会棟４階　全員協議会室

議事：・見直しに係る検討体制とスケジュールについて
・大分市まちづくり自治基本条例について
・条例の見直しについて
・その他

②　第２回委員会

日時：令和８年８月３１日（月）１０：３０～

場所：大分市役所議会棟４階　全員協議会室

議事：・令和３年度大分市まちづくり自治基本条例の見直し等に関する提言を踏まえた本市の取組について
・大分市まちづくり自治基本条例の規定の検討について
・その他

③　第３回委員会

日時：令和８年９月３０日（水）１０：３０～

場所：大分市役所荷揚 BASE６階　中会議室（大分市役所別館）

議事：・大分市まちづくり自治基本条例の規定の検討について
・第２回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会意見要旨につい
・提言書（案）について
・その他

④　第４回委員会（予定）

日時：令和８年１０月１９日（月）１０：３０～

場所：大分市役所荷揚 BASE６階　中会議室（大分市役所別館）

議事：

（2）委員名簿

	氏　名	所　　属　　等
委員長	渡邊　博子	大分大学　理事・副学長
副委員長	長﨑　浩介	日本文理大学経営経済学部　教授
	荒金　一義	大分市自治会連合会　会長
	佐知　真由美	大分市民生委員児童委員協議会　会長
	増田　真由美	大分市社会福祉協議会　常務理事
	片山　孝子	大分商工会議所女性会　副会長
	小岩　咲希	令和８年度　自分とマチを彩る若者会議　会員
	髙橋　華音	令和８年度　自分とマチを彩る若者会議　会員
	正池　功	大分市　企画部長
	足立　美乃里	大分市　市民部長
	田崎　敢	大分市　福祉保健部長

（３）大分市まちづくり自治基本条例検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　大分市まちづくり自治基本条例（平成２４年大分市条例第１号。以下「条例」という。）の見直しに関し、広く市民の意見を聴くため、大分市まちづくり自治基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、条例の見直しに関する事項について協議検討し、その結果を市長に提言するものとする。

（組織）

第３条　委員会は、委員１５人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

⑴　学識経験を有する者

⑵　関係団体の代表者

⑶　若者（大分市若者応援条例（令和４年大分市条例第５２号）第２条第２号に規定する若者をいう。）

⑷　市の職員

⑸　その他市長が必要と認める者

（参画依頼等の期間）

第４条　委員の参画依頼又は任命の期間は、参画依頼又は任命の日から令和９年３月３１日までとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選により選出する。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が

その議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（報償金等）

第７条　委員（第３条第２項第４号に規定する委員を除く。）及び前条第４項の規定により会議に出席した委員以外の者（市の職員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年６月１７日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。